

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求める意見書

近年、医療機関で障害者が虐待される事案が見受けられる。昨年は、神戸市において精神科病院で卑劣な虐待事件が発覚するなど看過することができない痛ましい障害者虐待事件が発生した。現行の障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）では、虐待発見時の市町村等行政機関への通報義務は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待には課されているものの、医療関係における障害者虐待は対象外となっており、医療機関内における障害者虐待が発覚しづらい状況にある。

よって、政府においては、障害者虐待防止法に虐待発見時の通報義務対象として医療機関における障害者虐待も加えることと、通報者に対する法的保護を明記するよう改正を求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3年 9月24日

千葉県柏市議会

内閣総理大臣 宛て  
厚生労働大臣